

漁業経済学会 短 信

第44回大会案内号

シンポジウム案内

【TAC制度と沖合漁業管理】

1, TAC制度の成立と背景

篠原 孝(水産庁)

我が国の漁業は、漁獲対象魚種が多様で、漁業種類が複雑であること等から、いわゆる入口規制である漁獲努力量(隻数、期間、区域、網目等)による規制手法を用いてきた。しかしながら、技術の進歩により、漁獲量が過大になりやすいことから、主要先進諸国は出口規制である漁獲量規制を採用することになり、国連海洋法条約もこの考えを採り入れている。1994年11月に国連海洋法条約が発効し、我が国も批准することとされ、1

996年7月20日に加盟国となった。

このように、国際的に漁獲量管理が求められていることに加え、我が国周辺水域の資源状況が相当悪化していることを考慮すると、我が国としても漁獲可能量(TAC)制度を導入することが必要とされた。

TAC制度を導入するに当たり、その前提として問題となったのは、韓国・中国漁船の200海里漁業水域の不適用であり、漁業者は排他的経済水域の全面設定・全面適用を強く求めている。一方、我が国としては、世界的に見ても漁業秩序の形成が遅れている我が国周辺水域において、国連海洋法条約に則った秩序が形成されるよう主導的役割を果たすべきことが認識された。

検討段階においては、資源量と漁獲努力量の乖離が生じる減船にどう対処するか、漁業法の詳細な規定との斉合性をどうするか、旗国主義をとっている韓国・中国との漁業協定の改定とTAC制度の導入との時間的ずれを

目 次

- 1, TAC制度の成立と背景.....篠原
- 2, 諸国のTAC管理：課題と可能性...黒沼
- 3, 東シ海・黄海における200海里規制
と漁業の再編動向.....片岡
- 4, TAC制度と沖合漁業の管理
の現代的課題.....多屋
- 5, 事務局からのお知らせ

どうするのか等が問題とされたが、いろいろな検討経緯を経て、減船とTAC制度は制度的には直接結びつけないこと、漁業法の体系に沿いつつ、別の法体系として制度化すること等の方針が決められた。

「海洋生物資源の保存及び管理に関する法律」（通称TAC法）によってできあがった我が国の制度は、日本の実情に合わせた世界的にみてもユニークな制度となったと思われる。

まず、欧米先進国においてTAC制度の中心となっている個別割当（IQ）は当面導入せず、基本的には漁業者の自主性に任せて資源管理を行うこととされた。これは一つには、我が国においては、伝統的に行われてきた漁業者の自主的な組織による資源管理のノウハウを活用し、漁業者自らの意識を高めることをも念頭に置いたものである。また、欧米先進諸国と異なり、対象漁船数が膨大であり、国なり都道府県が漁獲量のチェックを直接行うとなると、相当管理コストがかかることも、自主管理に任せた理由の一つとされている。

TAC法は、96年7月20日（海の日）に施行され、TAC自体は暦年で認められることから、97年1月1日から実質的にスタートした。対象魚種としては、①漁獲量が多く、経済的な価値が高い魚種、②資源状況が極めて悪く、緊急に保存・管理を行うべき魚種、③我が国周辺で外国漁船により漁獲が行われている魚種の中から、資源評価の度合、漁業の実態等を勘案して、まいわし、まあじ、さば類、さんま、すけとうだら、ずわいがにの6魚種が対象とされた。その他、都道府県の地先で地域性の強い魚種については、都道府県による、いわゆる地方TACも認めることとされた。

また、漁業法による資源管理とあいまって資源管理を行うことが適切と考えられたことから、TACは、まず大臣許可漁業と知事許可漁業分に配分され、必要な場合には、区域

別、期間別にも定められる仕組みとなっており、1997年には、すけとうだらとずわいがにの2魚種について区域別にTACが配分された。今後、TAC制度の定着度合をみて魚種も拡大され、区域別、期間別も含めきめ細やかな資源管理が行われていくと思われる。

このように、TAC制度は漁獲量の直接的管理という我が国の漁業制度には全く初めての制度であることから、いわばソフトランディングをとる形で、なだらかに導入することとされた。

また、TACの決定自体においても、スムーズな導入のための配慮が行われている。例えば、科学的根拠を基礎としつつも、過去3年間の漁獲実績を重視して、漁業者に切迫感のないようにTACが決められている。欧米諸国のTAC導入時においては、同様な配慮がなされており、TAC制度が成熟し、漁業者間に定着するに及び、かなりドラスティックなTACの運用が行われるようになっていく。TACの配分（大臣分・知事分及び各都道府県分）に当たっても、やはり過去の漁獲量の平均をとり、その比率により客観的に配分したことから、関係者からほとんど抵抗がなく受け入れられている。

我が国の漁業制度の中にTACを定着させていくためには、様々な工夫が必要であり、例えば資源評価については1995年度予算においても12億円が計上され、事前から準備を行ってきた。一つ対応が遅れた問題として、漁獲量の早期把握がある。欧米諸国ではTAC対象魚種に限らず、漁獲量集計がコンピューター等を活用して、極めて速やかに行われており、2～3日後には漁獲量が確定している。逆に言えば、そうでなければTAC制度は成り立たないこととなる。このため、我が国においてもTAC法により漁業者に漁獲実績報告を義務付けるとともに、主要漁港の産地市場における端末機器等の設置に対して1996年度より5億円の助成を始め

ており、漁獲量の早期把握のための体制整備を早急に図っているところである。

このように、全く新しい制度としては、比較的スムーズな滑り出しとなっているが、今後の問題点としては、①韓国・中国漁船への

早期適用、②資源管理主体（国、県）の一本化、③漁業法による規制の緩和、④減船・一斉更新との斉合性、⑤漁獲量の早期把握が考えられる。

2, 諸国のTAC管理：課題と可能性

黒沼 吉弘（中央水研）

1 基本的視角

日本における漁業の水産生物資源に関する概念は、漁業法上、無主物資源であり漁業権は特定種に関する利用権となっている。水産生物資源に対する占有度は無主物という前提ではあるが沿岸に近くなるほど強い性格があるのが実状であろう。この様なもとでの資源管理は、無主物資源を漁業という産業を通じて市場メカニズムへ組み入れていくという形で私財的な資源管理が進められてきている、と見ることが出来る。

さらに、本年から実施された総漁獲可能量システム、いわゆるTAC制導入による産出量規制と従来からの免許制との併用で、業界団体などへの割当などを通して自主管理や行政との共同管理への模索時期となっている。この総漁獲可能量を決定することは、漁業という産業の水産生物資源に対する占有度をますます高め、200海里排他的経済水域内における対象漁業、例えば沖合漁業においても私財的な資源管理がさらに求められつつある状況にあるのではないだろうか。

このことは、200海里排他的経済水域の設定といういわば対外的な国際権利関係を明白にしたこと、さらにTAC制を導入したことにより、結果として日本の200海里内における海洋資源を実質的意味での経済的内容を持った資源の市場メカニズムへの組み入れ、すなわち、外部不経済の内部化を進めていく可能性を持つ

た土壌を創出したのではないかと考えられる。

最近良く目にする IQ(個別割当)や ITQ(譲渡可能個別割当)、さらには IFQ(漁獲努力量割当)などはまさにこの延長線上における一つの経済的な管理の発想である。これは人工的に私財を創出し、経済効率を高めていくことで「市場の失敗」を修正していこうとする一定の合理性を持つ手法と考えられ、多くの先進諸国で政府主導のもとで取り入れられ始めている。ただし、多くの先進諸国では200海里内における資源が国民所有であり、我が国では無主物という制度上の決定的な違いがある。この点は、経済分析を進める際の前提として、実際上の分析と実質上の分析といった異なった展開基盤がある点は留意しておきたい。これは資源が国民所有という場合では、例えば資源地代に基づく課徴金といった経済的な管理をしようとする施策の発想が生まれてくることを示している。

2 報告概要

本報告では上述の基本的な視角をベースに置きつつ、以下の2つの視点からの検討を試みてみたい。

・(1)～(4)では、TAC漁業管理の評価や経済的側面における課題といった、本手法、または他手法との併用に関しての管理技術としての経済効果を軸に検討を行い、

・(5)では、本年より我が国に導入された共同

管理的要素を内包したTACに関して、制度経済的な視点からその課題と可能性について検討を行うことにする。

(1) TAC一般論とTAC手法の評価

TACは産出量規制の一手法であるが、一般に対象資源量の正確な科学的情報があり、それに基づきTACが設定され管理が実行される場合に、持続的資源利用を可能にする資源保全は達成する、とされている。しかしながらTAC手法のみの場合、負の効果として、漁獲競争激化、操業期間短縮化、生産物品質の低下、混獲魚増加と投棄、漁業労働安全性低下、過剰投資などがあげられている。

(2) TAC手法と他手法の組合せによる漁業管理の効果

TAC手法のみの管理では経営・経済的に合理的な漁業管理ができない場合が多いことは、北東太平洋ハリバット漁業の史的事実などで実証されている。このため、TAC手法を施行する際には殆どの場合で他の手法との併用が実態となっている。ここでは漁業全体としての経済効率を達成したとされるアイスランドの漁業管理における他手法との組合せ事例、および、秋田県における沿岸から沖合までの異なった漁法をすべてカバーしたハタハタ自主管理事例について各効果を検討する。

(3) TACとITQ併用の課題

ITQ手法は初期段階における個別漁獲配分基準や同じ海域での複数魚種対象漁業等で課題が残されているが、TACとの組合せで資源の維持保全と漁業全体としての経済効率を改善するのに有効な一つの手法と考えられている。ところが、経済効率追求だけの施策では解決できない社会経済問題、例えば地域雇用問題等が存在している。ここでは、このTACとITQ

手法併用の課題に対処している事例として、アイスランドにおける6トン以下漁船に対する経済活性化施策の紹介と検討を行う。

(4) TAC制と多国間調整

高度回遊性魚種やストラドリング・ストック、さらには資源管轄権が明確ではない海域等では統一的管理の実行や資源保全が困難な場合が多い。身近な例では日本海における大陸棚に係わる水産資源などがある。多国間調整はケースによって諸条件等が異なるが、一つの国際的なレベルでの調整及び管理手法として、譲渡可能国別漁獲割当(NTQ)をノルウェーとロシア間の共同水域等でのタラ事例等を検証しながらその可能性を探ってみる。

(5) 我が国TAC制における漁獲協定型による自主的共同管理の可能性

本年施行された「海洋生物資源の保存及び管理に関する法律」いわゆるTAC法の基では、その第13条に基づき当該大臣管理量に係わる特定海洋生物資源の保存及び管理に関する協定を締結し、その協定が適当である旨の農林水産大臣の認定を受けることができる、としている(知事管理量に関しては知事の認定)。これは、我が国のTAC制が民間と行政による共同的な管理展開をしていく漁獲協定型の枠組みを設定したこと、その一方、今後その実質的な管理の主体を何処が担って行くのかはオープンとしたことを示している。

この誰が主体となり展開をしていくのか、ということはまさに現在の課題であり、また、可能性の鍵であると考えている。これは外部不経済の内部化を実質的なものにするのか、或いは実際上のものするのか、または形骸化してしまうのか、という問いかけでもある。

3 東シナ海・黄海における200カイリ規制と漁業の再編動向

片岡千賀之（長崎大学）

1. 200カイリ規制をめぐる最近の情勢

日本は1977年に200カイリ漁業水域を設定したが、東経135度以西の日本海と東シナ海には設定しなかったし、中国、韓国に対しては適用しないという変則的なものであった。両国との間には領土・大陸棚問題をかかえていたこと、既存の日中・日韓漁業協定で漁業秩序が維持されると判断したこと（漁業の自由を標榜していたし、日本漁船が優位で、中国、韓国漁船の日本近海への進出は想定されなかった）による。

1994年の国連海洋法条約の発効を受けて、1996年に、日本は、同条約を批准し、海洋関連法を制定して200カイリ経済水域を設定した。同年、中国、韓国も条約を批准したので、懸案の領土、大陸棚、経済水域の境界画定、および新漁業協定についての協議が進められている。それ故、日本の経済水域法も中国、韓国漁船に対してはやはり適用除外となっている。変則的な状況は変わらないが、以前と比べ、東シナ海・黄海における資源の減少が一段と進み、漁業の勢力地図は一変して、経済水域設定に関する関係国の利害は大きく変化している。

そうしたなかで、今年1月1日から、国連海洋法条約に基づいて、日本はTAC制度を導入して、資源管理を進めている。中国、韓国を除外していることもあって、TACの割り当ては実績主義となっている。

中国は、海洋関連法を制定していない。韓国は、TAC制度はまだ実施していない。

2. 報告の課題

本報告の課題は、東シナ海・黄海に焦点をあて、底魚と浮魚を区別しながら、日中韓3ヶ国の漁業展開と国際的、国内的漁業再編の動向、その漁業経営条件の変化、および200カ

イリ経済水域設定の影響、資源管理の課題について検討することである。TAC制度を国際的、国内的な漁業再編成のなかでとらえていきたい。ただ、中国については資料を欠き、触れることができないことがある。具体的には、以下の5点について検討を加える。

1) 東シナ海・黄海における漁業制度

国際的規制である日中・日韓漁業協定とその後の漁業規制の性格と果たした役割。日本漁業の規制と中国、韓国沿岸漁業の保護につながったが、中国、韓国漁船の日本近海への進出や資源保護には役立たなかった。中韓間に漁業協定はない（協議中）。

各国の漁業規制は国際的規制と連動しながら、主として許可制度で運用されているが、漁獲努力量の削減にはつながらず、資源状況の悪化が進行した。

2) 3ヶ国の漁業展開

全体として日本の衰退、韓国の発展と近年における停滞、中国の躍進によって、国際的序列が形成された。国内においても収益性を基準に漁業再編が進行した。その経過と現状について、主に底曳網とまき網漁業の漁労体数、漁船規模、魚種別の漁獲動向や漁場利用を明らかにする。とくに、漁場利用の状況は、200カイリ経済水域が確定し、新しい漁業協定が結ばれた場合、国別、漁業別の利害関係を示すものとなる。

3) 各国の漁業経営条件と経営課題

日韓の漁業再編の動向を漁業経営の分析によって検証する。大型の底曳網（韓国では近海あんこう網を含む）とまき網について、韓国では魚価高騰依存型の発展が限界に直面し、日本は生産性と魚価の低迷による経営悪化が進行していることを指摘する。また、両国ともに、減船、低コスト化（運搬船の削減や外

国人雇用)、生産性の向上(付加価値の向上、漁法転換)といった課題に直面している。

4) 3ヶ国漁業協議の課題

3ヶ国相互に領土、大陸棚、経済水域の境界画定や新漁業秩序についての協議が進行しているが、国連海洋法条約に照らして、そこでの主要論点を整理する。経済水域が設定された場合の影響度合い、相互入漁、各国がTAC制度を導入した場合の課題について検討する。自国水域内で自己完結する生産が不可能な局面があるので、相互入漁や共同資源管理は必

然となる。

5) 漁業再編の動向

漁業協議の結論によって変わってくるが、各国は従来の許可制度とTAC制度を組み合わせる場合、許可制度の変更とTACの拡充を迫られる。自己完結型の再編ベクトルが強くなり、日韓は漁業生き残りの展望をもつようになる。国際間では水産物貿易、投資、外国人雇用による調整が一段と強まろう。

4 TAC制度と沖合漁業の管理の現代的課題

多屋勝雄(東京水産大学)

1、我が国沖合い漁業資源の管理

我が国沖合い漁業資源を分類すると、およそ次のような三つの分野に分けられる。第一に、各国200海里を越えて回遊するカツオ・マグロ等ストラデングストック(各国200海里を回遊する資源)と、第二に、サンマ、サバ、マイワシ等のような小型浮魚類で、その資源変動が海洋環境の変化に影響されるレジームシフト型資源、第三に、乱獲によって明らかに資源量を減少させたタラ類やヒラメ・カレイ、カニ等の底魚資源の三つのタイプがある。

今回議論される沖合漁業は、漁業制度等の歴史的経過と、刻々と変わる資源変動の二つの制約の中で展開している。TAC制度がスタートした現在、沖合漁業は歴史と資源からどのような規定を受けて展開しているか原点に戻って検討しなければならないだろう。今回のTAC制度は、小型浮魚資源であるマイワシ、サバ類、サンマ、マアジと底魚資源であるスケトウダラ、ズワイガニの管理を目標とした発足している。TAC対象魚種は、将来順次増やされる予定であるが、ここでは当面

の最大のTAC対象魚種が、小型浮魚資源であることから、主たる議論をこれを対象とする巻網漁業に焦点をあてて上記の視点から分析する。

今回はあまり触れられない底魚資源について先に述べておくと、スケトウダラは総漁獲量の67%を北転船(底引漁業)と沖合底引網漁業によって漁獲しており、さらにズワイガニは37%を沖底と小底によって、58%をカニカゴ漁業によって漁獲している。底魚資源は魚種によっては再生産に長時間を要し、乱獲によって大幅に資源を減少させてしまった資源である、資源保護も対策が長期に渡るので制度的な漁獲制限を続けることが必要となるだろう。

これに対して小型浮魚資源の内、サンマは総生産量の96%をサンマ棒受網で漁獲し、マアジの総漁獲量のうち85%を、マイワシの89%を、さば類の89%を、それぞれ巻き網によって漁獲している。これら資源の管理は、巻き網漁業の管理を如何に行うかが問題となる。

2、資源管理と不合理漁獲の課題

漁業での資源利用に関して二つの問題がある。一つは、前節で述べてきたように資源を乱獲すると、資源再生産に悪影響を及ぼし、漁業の持続的生産を危うくする問題である。しかし乱獲という「狭義の資源管理」とは別に我が国には「不合理漁獲」の問題が存在する。すなわち二番目の問題として、資源先取り競争から発生する経済の不効率が存在する。これは我が国が漁場の縮小に伴って漁業への過剰な投資が起こったためで、以下に述べる無主物資源を先取りすることから起こる“不合理漁獲”の問題が顕在化しているのである。

これは①特定の優良漁場に漁船が集中し、全体としての漁船配置が不適切になる過剰な漁場利用競争、②他の漁船より漁場に速く着くためや、魚群を先に漁獲するために漁船・エンジン、漁具・装備を大きくする競争、③市場価値の少ない小型魚を業界全体の利益を考慮することなく漁獲してしまう小型魚先取り競争、④市場で値崩れするにも係わらず大量に水揚げする競争、等がある。これらは資源の再生産問題と直接関係ないところで起こり、個々の経営は漁獲能力の相対的優位が総体の中での漁獲シェアを伸ばせるために先取り競争をせざるをえない。この他⑤I QやI T Q制度の進んだ、国では経営の漁獲枠を有効に使用しようとして、小型魚や低価格魚を投棄する「ハイグレーディング」が問題となっている。これらは社会的にみれば経済的に不合理なので不合理漁獲と呼ぶことが出来る。

このような不合理漁獲の経済学性格を述べるなら、①の特定漁場への漁船の集中は、優

良漁場への参入に対して平均漁獲金額が実現し、限界漁獲金額が現象化しないことから起こる不合理漁獲、②の過剰装備は時間的あるいは空間的に漁場を占有し、漁獲配分シェアを拡大しようとするために起こる、終わりのない装備競争、③の小型魚漁獲は、無主物先取の状況の中で起こる、漁獲配分シェアの先取りの動き、④の過剰漁獲と値崩れは無主物先取の漁獲競争から派生する過剰生産、と解釈され、いずれも漁業固有の経済的性格を持っている。

以上述べて来たように、沖合い漁業は、従来からの再生産資源の管理と不合理漁獲の問題が課題となっている。本報告は、このような沖合い漁業での再生産資源の管理の手法としてのT A C制度の導入は、従来の許可制度による漁獲の間接的管理から（それは現実には過大な漁獲努力を生み出し、管理に失敗した）大きく踏み出し、漁獲の直接管理手法を導入したと高く評価される。さらに不合理漁獲の管理に可能性を開くものとして検討を行う。

これらの問題はいずれも、共有の資源を利用から起こる漁業固有の経済問題であり、問題の解決は、第一には、共有する漁業者集団に乱獲（資源の再生産の破壊）と不合理漁獲を解決する主体を形成することである。ここではどのような主体の形成が期待できるかあるいは不可能かを検討し、第二の方法として、漁業規制など制度によって乱獲・不合理漁獲を解消を計ることが考えられ、ここではどのような制度的規制が有効であるかを検討する。

【事務局からのお知らせ】

漁業経済学会第44回大会が東京水産大学で開催されます。先般ご案内申し上げましたとおり、開催日時は5月31日（土）～6月1日（日）でございます。会員の皆様の積極的なご参加をお願い申し上げます。

東京水産大学；東京都港区港南4-5-7
（JR品川駅下車、港南口徒歩15分）

5月30日（金）

①学会賞選考委員会

13:30～15:00

場所：東京水産大学資源管理学科棟20
8号室（2階）

②シンポジウム打ち合わせ

15:30～17:00

場所；東京水産大学資源管理学科棟20
8号室（2階）

③会計監査

時間及び場所については東水大馬場、佐野両氏からの連絡をお待ち下さい。

④全国理事会

18:00～20:30

場所；東京水産大学資源管理学科棟20
3号室（2階）

5月31日（土）

①大会（東京水産大学 大講義室及び13
番講義室）

9:00～12:00 一般報告

13:00～14:00 総会

14:00～16:30 一般報告

②懇親会（大学生協を予定）

18:30～20:30

6月1日（日）

①シンポジウム

9:30～17:00（大講義室）

司会；小野征一郎（東水大）・山尾政博
（鹿児島大）

※参加票の提出

大会に参加される方は同封の「大会参加票」に事前記入をお願い申し上げます。受け付け作業をよりスムーズにするための処置ですが、受け付け時に事務局にお渡し下さい。

なお、大会参加費は2,000円です。

※大会運営は東京水産大学常任理事を中心に行いますが、問い合わせ等ございましたら遠慮なくご連絡下さい。各氏の電話番号は以下のとおりです。

佐野；03-5463-0566

馬場；03-5463-0564

濱田；03-5463-0572

宮澤；03-5463-0574

学 会 短 信

No. 81

1997.4

学 会 事 務 局

〒108 東京都港区港南4-5-7

東京水産大学内

TEL：03-5463-0572